

大阪商業大学学術情報リポジトリ

「一条帝宮廷サロン将棋発祥説」 批判

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学アミューズメント産業研究所 公開日: 2018-05-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 清水, 康二, SHIMIZU, Yasuji メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/574

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



「一条帝宮廷サロン将棋発祥説」批判

清水 康 二

1. はじめに

日本列島へ将棋類¹⁾がどのような経路によって伝えられたのかという問題は、未だ謎の多い将棋史研究の中でも最重要の課題と言ってよい。伝来経路の問題と深く関連するが、五角形の駒、駒名に二字の漢字を用いることなど、将棋独特の要素も含めて、どのように将棋が成立したのかを明らかにする必要がある。このような研究の現状において、将棋の成立過程を具体的に描き出した良書が出版された(松岡2014)。総215頁の大部な研究成果であるが、学術書として出版されているために引用、参考文献の明示等も的確で、これまでに出版されてきた将棋史関連の書籍の多くが一般書であったのに比べ、引用文献を渉猟する際に苦勞するような事がなく、著者の主張を検討するにあたって非常に簡便な体裁になっている。また、興福寺駒に共伴した紀年銘題箋軸の年代(1058年)を起点として、様々なできごとや資料の年代を+ -で示した工夫も非常にわかりやすく読者の理解を助ける構成になっている。

この書籍の中で著者の松岡は、将棋の成立が一条院の宮廷において、ある種の「創作」という形で行われたと主張する(松岡2014, p.195)。確かに駒形状や二文字駒化など単純な伝来では理解しにくい改変が行われていることは確かである。ただし、将棋の成立に関しては、従来から言われているように仏教思想の五宝の観念に関する形で「玉」「金」「銀」「桂」「香」が選ばれたとしてもよい。問題は原象棋の一文字駒から二文字化する過程が十分に説明されていないため、「一条帝宮廷サロン将棋発祥説」(以後、「一条帝宮廷説」)では、二文字化の理由を東アジア最古の将棋類関連史料に属する『玄怪録』に所載の「岑順」の物語にみられるいわゆる「宝応将棋」をもとに将棋の二文字化が行われたとする。ただし、「一条帝宮廷説」ではさらに踏み込んで中国で遊ばれていた将棋類が日本へ伝わり、それが日本で改良され平安将棋が成立したとはみなさない。つまり、「宝応将棋」の記述をもとに一条院の宮廷で将棋が創作されたと想定する。非常に魅力的な仮説であるものの、仮説を証明する2つの重要な証拠が成立

しがたいと考える。一つは偽書とされる『麒麟抄』を藤原行成の著作とみなし、これをもって藤原行成が将棋の創作に関わったと想定したことである。これにより将棋の創作された時期も想定するのであるが、『麒麟抄』はあくまで偽書として取り扱うべきものとする²⁾。もう一つは玄怪録の宝応将棋の記述をもとに将棋が創作されたに於ては、宝応将棋の記述のみでは将棋は成立せず、将棋類に対する他の情報がなければ将棋を創作しえないと考えるからである。

松岡の著作は大部なもので、今後の将棋史研究に与える影響を考えれば、大きな誤謬を看過することは好ましくないため、今回の論文では、この2つの論点を中心に「一条帝宮廷説」を批判検討したい。

2. 『麒麟抄』成立年代についての批判

1987年以後、将棋史研究者の間において『麒麟抄』は偽書であり、その成立は14世紀頃と想定され、最古の将棋関連資料『新猿楽記』であるということが定説化したという(松岡2014, p.115)。ところが松岡によれば、「実は、将棋の発祥に行成が大きくかかわっていたことが、文献の中から浮かび上がってくる。」(松岡2014, p.111)として「『麒麟抄』偽書説」を批判する。結論としては、「『麒麟抄』については、中々一筋縄では行かない」(松岡2014, p.127)としつつも「『麒麟抄』が行成の手によるもの、『麒麟抄』に載る「駒字の書き方」は行成が書き表した」(松岡2014, p.127)という想定を行っている。断定ではないものの、この想定が「一条帝宮廷説」における将棋の創作過程に藤原行成がかかわったという解釈や将棋の成立時期の想定の根拠の一つとなっている。松岡の論証は多岐にわたるため、誤認も見受けられることと、その論証が成立しない部分もあるため、結論的にはあくまで『麒麟抄』は14世紀頃に成立した偽書であり、藤原行成の著作と想定することはできない。以下、松岡の「『麒麟抄』偽書説」に対する反論の重要部分を再検討したい。

まず松岡は、「『麒麟抄』偽書説」が学会上で定説となっているかどうかを検討する。これに当たっては、『国史大辞典』(国史大辞典編纂委員会1983)に偽書としての記載が存在することを確認の上で、「…辞典というものは、…すべてが正しいわけではない。」(松岡2014, p.118)とする。辞典等の記述を鵜呑みにしないことは当然の姿勢であるが、その証拠として『補訂版 国書総目録』(岩波書店編集部1989)、『古典籍総目録』(国文学研究史料館1990)の記述をあげ、そこに『麒麟抄』が藤原行成の著作とされていることから、必ずしも「『麒麟

抄』偽書説」が定説化していないと主張する。ただし、これには誤解があるのではなかろうか。春名好重が『群書改題』（續群書類従完成会1961）において『麒麟抄』の記述をしたのが昭和36年であり、それ以前には「『麒麟抄』偽書説」の定説化はなされていなかったとしても、これ以後は「『麒麟抄』偽書説」に対して有力な反論はないと見るべきである。そもそも『補訂版 国書総目録』の編纂過程を凡例でみると「…戦前の採集にかかる書目カード約一〇〇万枚を基盤とし、これに戦後採集した約七〇万枚を追加し編纂し…カードの採集は昭和35年で一応打ち切った。」と記されている（岩波書店編集部1989, p. v）。したがって昭和38年の『国書総目録』（岩波書店編集部1963）の出版時には、『群書解題』の記述を参照して書目カードを作成することはしなかったであろう。『補訂版 国書総目録』（岩波書店編集部1989）の場合も「（『国書総目録』の）発刊以来、多くの研究者・機関等からご教示いただいた記述の不備・誤りや編纂過程で判明した追加・訂正は第八巻中の「補遺」と正誤表で訂正してきたが、この『補訂版 国書総目録』では、正誤表の記載事項のすべてとその後明らかになった訂正事項とを本巻中に織り込んで追加・訂正を施した。」（岩波書店編集部1989, p. xix）とあるように、教示を受けた訂正・追加事項には対応したようだが、積極的に記述内容の大幅な補訂を行った形跡は認められない。また、『補訂版 国書総目録』の『麒麟抄』の項目では、著編者を「藤原行成著」、「藤原基規校」とするが、成立年代については記述がない点に注意をすべきであろう。凡例によると「成立」の項目には、「3. 成立年代が明確でないが、大体の時代、または年次がわかる場合は、その大体の年代を記した。」とあり、これによれば、『麒麟抄』の成立年代は大体の年代も判別できない文献とする位置づけである。

続いて松岡が指摘する『古典籍総合目録 - 国書総目録続編』（国文学研究資料館1990）であるが、凡例によれば「…『国書総目録』を継承して…『国書総目録』の基礎をなす書目カードの採集が打ち切られた以降…昭和63年度までの…データを収載した。」出版物である（国文学研究資料館1990, p. iii）。したがって、記載項目も『国書総目録』を継承しており、凡例によれば著編者についても「著者・编者・作者・画家及びこれに準ずる人名を『国書総目録』「著者別索引」の項目に採用されている著編者をもとに記し…」ている（国文学研究資料館1990, p. iv）。したがって『補訂版 国書総目録』と『古典籍総合目録』において『麒麟抄』の著編者の記述が異なるはずはないのである。ちなみに、成立年代についても『補訂版 国書総目録』と同様に記述はない。

以上の事からすれば、『補訂版 国書総目録』と『古典籍総合目録』に『麒麟抄』の著者が藤原行成と記されていることから「『麒麟抄』偽書説」が「…一般には認められていない主張

である、と解すべき…」（松岡2014, p.118）という見解は成り立たない。むしろ、『群書解題』の詳細な記述や『国史大辞典』の記述に対して、その後に明確な形で反論が為されていないことを重視して、『麒麟抄』偽書説は定説化していると思なすべきである。

『麒麟抄』は「…内容文章から見て決して平安時代の著ではなく、後世の人名や事実がたくさん見えている。」（續群書類従完成会1961, p.143）ことから偽書として疑いが無いが、松岡はこのあたりも斟酌してか、「…偽書の部分を多く含みつつ『麒麟抄』は存在している…」とする（松岡2014, p.118）。そこで「…『麒麟抄』全体はさておき、「駒字の書き方」を載せた部分を行成が書いたものか、あるいは後世のものが書き加えたものなのか…」（松岡2014, p.119）を検討し、結論については非常にわかりにくい記述になっているが、「…『麒麟抄』に載る「駒字の書き方」は行成が書き表した…」（松岡2014, p.127）ものか、「…「駒字の書き方」は、行成のものと、後の書き加えが混在している可能性…」（松岡2014, p.127）を示している。この結論に至る過程にも残念ながら多くの誤解が見受けられるため、ここではその部分を指摘し検討したい³⁾。

松岡は『麒麟抄』に「駒字の書き方」が掲載されていることについて、藤原行成ではなく書家として当時「…最も人気のある者が、自分の名を用いて駒字の書き方を示せばいいのであって、特別に権威付けのため行成を持ち出すのだったら、少なくとも、行成が駒字に関わっていたことを当時の人々の間には知れ渡っていた、としなければ辻褄が合わな…」（松岡2014, pp.119-120）いとするが、まったく同意できない。春名好重が指摘するように「…（『麒麟抄』）が成立した当時、世尊寺家は朝廷の書役をつとめ、書道の家として尊重されていたので、本書を権威づけるため、世尊寺家の先祖行成の著作…」（春名1961, p.143）としたという理解で何の問題もないからである。『麒麟抄』の著者としては世尊寺流の三筆に数えられる藤原行成以外にも橘逸勢、嵯峨天皇と共に三筆に数えられる空海を充てる説もあったように（春名1961, p.143）、『麒麟抄』を権威づけようとする意図は明瞭である。

次に松岡は「駒字の書き方」が当初から『麒麟抄』に掲載されていた証拠として「将暮」という言葉が使用されていることを指摘する（松岡2014, p.120）。着眼点は面白いが、残念ながら「将暮」の言葉が用いられているからといって「駒字の書き方」の部分が平安時代に書かれたものであることや、ひいては藤原行成が記したものであることの証明には成功していない。

表1は松岡が作成したものであるが（松岡2014, p.121-123）それを一部改変して掲載した。『明月記』所載の「将暮」が1200年となっているが、建保元年の記述なので1213年の誤植

表3 「将棋」の呼称変遷の歴史（松岡2014, pp.121-123）より一部改変

西暦	時代	呼 称 分 類				文献名	著者名
		中国	日 本				
762	唐	象戯				(玄怪録記す)	牛 僧孺
830?	唐	象戯				玄怪録	牛 僧孺
842?	唐	象戯				白氏文集	白 居易
1025?	平安		将碁			麒麟抄	藤原行成
1058	平安		将碁			新猿楽記	藤原明衡
1100?	宋	象棋		中国では、以後一貫して、象棋と記載			
1129	平安		将碁			長秋記	源師時
1142	平安		将碁			台記	藤原頼長
1150?	平安			象戯		色葉字類抄	
11C末	平安		将碁			二中歴	三善為康
1200	鎌倉		将碁			名月記	藤原定家
1261	鎌倉			象碁		関東新制事書	
1300	鎌倉			将碁		普通唱導集	
1334	室町	建武元年	散逸した『麒麟抄』をまとめる。 駒字の書き方に将碁と載る				
1356	室町		将碁			異制庭訓往来	
1443	室町		将碁	象戯		康富記	中原康富
1443	室町			象碁		象碁種々之圖	
1497	室町				将棋	実隆公記	三条西実隆
1527	室町		将碁	象戯		言継卿記	山科言継
1590	安土		将碁			将碁馬日記	水無瀬家
1591	桃山			象戯		象戯圖	水無瀬兼成
1592	桃山		将碁			鹿苑日録	西笑承兌
1596	桃山			象戯		象戯圖式	大橋宗桂
16C前	江戸		将碁			祠曹雑識	
1640	江戸		将碁			関東下向記	近衛信尋
1649	江戸			象戯	将棋	象戯図式	伊藤宗看
1663	江戸			象戯		中象戯圖式	
1564	江戸			象戯		清良記	土居清良
1680	江戸				将棋	御城将棋留	
1683	江戸		将碁			堺鏡	
1690	江戸		将碁			人倫訓蒙図彙	作者不詳
1696	江戸			象戯		諸象戯図式	西沢貞陣
1697	江戸				将碁	合類古今将碁 図彙	
	江戸		象戯	象碁		本朝俗諺志	米山沾涼

西曆	時代	呼 称 分 類				文献名	著者名
1707	江戸			象戯		象戯綱目	
1712	江戸		将碁	象戯	将戯	和漢三才図会	
1716	江戸				将棋	御城将棋	
1734	江戸			象戯		象戯作物	大橋宗看
1753	江戸				象棋	象棋圖式百番 奇妙巧	林 信充
1755	江戸				将棋	将棋図巧	伊藤看寿
1755	江戸				象棋	象棋百番奇巧 図式	伊藤看寿
1755	江戸				象棋	象棋図式解	伊藤看寿
1757	江戸	将碁	将碁			當世武野俗談	馬場文耕
	江戸			象碁		御選象碁攷格	徳川家治編
1768	江戸				将棋	将棋駒組	伊藤宗印
1776	江戸				象棋	温公七国象棋 国字解	菊地南陽
1784	江戸				将棋	将棋駒組	伊藤宗印
1786	江戸			象戯	将棋	象戯図式	大橋宗桂
1795	江戸				将棋	大橋家文書	
1818	江戸		将碁			将碁絹篩	
1830	江戸		将碁			嬉遊笑覧	
1844	江戸		将碁			国姓爺将碁合 戦	
1853	江戸		将碁			将碁精選	天野宗歩
1872	明治		将碁			新選将碁月報	
1875	明治		将碁			将碁手鏡	伊藤宗印
1881	明治		将碁			将碁新報	
1884	明治				将棋	二宮翁夜話	
1908	明治		将碁			将碁新報	
1909	明治				将棋	将棋同盟会	
1910	明治				将棋	将棋同志会	
1918	大正				将棋	東京将棋倶楽 部	関根金次郎
1927	昭和				将棋	東京将棋連盟	

であろう。この表を見ると将棋がどのように記載されて来たのかを簡便に知ることができ、『新猿楽記』にあるように古い時期には将棋が「将碁」と記載される事があったことを確認できる。表中に『麒麟抄』が藤原行成の著作で「1025?」とするのは勇み足として、「…『麒麟抄』の奥付が、…「建武元年(1334)」を示すのであるから、200年以上も昔に「将碁」の表記が現れ、130年前に一度だけ「将碁」の呼び名は現れたが、以後の多くは「将碁」「象戯」と記述する時代である。『麒麟抄』に「将碁」の文字が見えることは、当時としては、相当に古いものが集められた…(松岡2014, pp.123-124)と主張する。「130年前」は「120年前」の誤植ではないかと思うが、ここで注意すべきなのは、『関東新制事書』(1261)の「象碁」という使用例が松岡の表に記載されていることである。「象」という文字を含む「象戯」「象棋」「象碁」は江戸時代に至るまで使用例が認められ、したがって「碁」の文字が使用されていること自体、「将碁」との関係性を想定せざるを得ない。しかも、『明月記』に「将碁」の用語が使用された後に、『関東新制事書』を除けば『普通唱導集』に「将碁」が見られるのみである。わずか1例の文献に「将碁」の記載が無いからと言って、1334年の時点で「将碁」の用語が使用されなくなっていたとするのはあまりに早計である。14世紀前半に『麒麟抄』が偽書として成立し、そこで「将碁」の用語が使用されたと考えても矛盾はない。

これ以外にも「将碁」という用語が14世紀以後使用されておらず、江戸後期の『當世武野俗談』(1757)になって使用例が見られるという松岡の見解には疑問がある。例えば吉田神道の当主である吉田兼見が記した『兼見卿記』には、織田政権の京都所司代であった村井貞勝と頻繁に「将碁」を指した記録がある。天正10年(1582)には「少将碁」「中将碁」としており、「将碁」とは将棋のことであろう(金子ほか2014, p.8, p.10, p.81)。この事例と江戸後期の使用例からすれば、平安時代以後、他の用字と同様に細々とではあるが「将碁」の使用は中世を経て近世まで続けられていたと思われる。

さらに松岡は『玉章秘伝抄』の存在が『麒麟抄』の著者が藤原行成である可能性を高めるとしている(松岡2014, p.126)。「…「駒字の書き方」が記載され…『麒麟抄』からの転写を表明している…」(松岡2014, pp.126-127)という。しかし、このことがなぜ、「…『麒麟抄』に載る「駒字の書き方」は行成が書き表したことの傍証…」(松岡2014, pp.127)であるのか理解に苦しむ。松岡が記すように「…『玉章秘伝抄』自体は、いつ頃、誰によって書かれたか定かではない…」(松岡2014, pp.127)ならば、『玉章秘伝抄』の成立以前に『麒麟抄』が成立していたことを示すに過ぎない。もちろん、『玉章秘伝抄』の成立が仮に平安時代とすれば、『麒麟抄』の成立をそれ以前に考えなければならないが、現状では成立時期不明の『玉章秘伝

抄』をもって、『麒麟抄』の「駒字の書き方」の著者を藤原行成とする傍証にはなりえない。

次に松岡が指摘する考古資料に見られる駒の表裏の書き分けと『麒麟抄』の「駒字の書き方」の齟齬についての解釈だが、これも問題が多いと言わざるを得ない。『麒麟抄』の「駒字の書き方」には駒の裏面の文字は草書を用いることが明示されているが、平安時代の「…興福寺駒にしても中尊寺駒にしても、裏の文字は草書と楷書が混在…」すると述べ、その理由として、「…『成金は極めて草書で書く』ということは、後から生じた手法で、この部分は後の者が書き加えた」とする二つの可能性が残る。」(松岡2014, p.127)とするが、この記述は既に『麒麟抄』の「駒字の書き方」部分が藤原行成の記したものであるという前提に立脚したものである。最も有力な可能性は、「平安時代の駒の表裏の書き分けはまだそれほど明確ではなく、したがって、『麒麟抄』の「駒字の書き方」部分の成立も平安時代より新しい」というものである。「駒字の書き方」と出土駒の書体に関する相違は、藤原行成の著作ではなく、『麒麟抄』の「駒字の書き方」部分の成立時期も平安時代に遡るものではないことを示している。

以上、松岡が『麒麟抄』及び『麒麟抄』に所載の「駒字の書き方」部分を藤原行成とする主張に対して批判を加えた。残念ながら現状では『麒麟抄』はあくまで14世紀頃に成立した偽書であり、「駒字の書き方」部分を取り上げて見ても、藤原行成の著作であるという証明は不可能である。松岡の主張する「一条帝宮廷説」に限らず、『麒麟抄』を偽書とするかどうかは、将棋史上において将棋関連の最古の文献史料の認定に関わる問題でもあり、見過ごすことはできない。あくまでも現状では将棋に関わる最古の文献は『新猿楽記』とすべきである。

3. 『玄怪録』と将棋との関連についての批判

松岡は「一条帝宮廷説」の「…結論の一つは、「将棋は、『玄怪録』の記述を中心として、日本で独自に創られた」…」(松岡2014, p.146)とする。「基本的に、「宝応象棋」が実際にあったかどうかは、全く、問題と…」(松岡2014, p.147)せず、「…『玄怪録』の記述」と「将棋の駒の動き」との関係や、実際に日本の将棋ができあがっていることから、平安時代に『玄怪録』が日本の社会の中に入って来ていたことは間違いない…」(松岡2014, p.148)と想定する。『玄怪録』が日本にもたらされていたかどうかは、現状で不明とせざるを得ないが、『玄怪録』に記載されたものと同様の象棋が9世紀前半の中国に存在していたかどうかを度外視して推論を進めたのは問題である。以前に述べたように、中国象棋の変遷を検討すると、

『玄怪録』に記載される、「宝応象棋」に類似した将棋類の存在は合理的に推測できるからである（木村2001、清水2013）。これが存在したならば、『玄怪録』から将棋が創作される必要性はなく、「宝応象棋」に類似した将棋類の伝来をもとに、その改変で将棋が誕生したと想定できる。

次に松岡は『玄怪録』が平安時代にもたらされていたという「仮定」を説得力のあるものにするため、10項目をあげているがそれを以下に引用する。

- 「1. 『玄怪録』は、「杜子春」などを含む、中国で非常に人気の高い書物である。
2. 『玄怪録』には、「岑順」を含み、「岑順」には将棋のことが書かれている。
3. 書かれている将棋の内容と日本の将棋との間に共通点が多い。
4. 盛唐の文化を愛でる平安後期の貴族達にとって、白居易は、最も人気のあった人物であり、白居易の書籍と共に、白居易に関連する多くの書物が日本に渡ってきている。
5. 『玄怪録』の著者・牛僧孺と詩人・元稹は、白居易と同時代に生き、共に白居易と浅からぬ関連がある。殊に、白居易の妻は牛僧孺の腹心の妹である。
6. 白居易と元稹には、共に『象戯』を記述した詩がある。（元稹の詩は未確認）
7. 白居易、牛僧孺、元稹は個人的に関係が深く、しかも、皆、将棋について書き残している。
8. 牛僧孺も元稹も唐の宰相である。ことに牛僧孺は重鎮であって、政争も含め日本にも知られていた。
9. 白居易と同様、元稹の作品は、一条帝宮廷に上がっている。
10. 遣唐使には数多くの書籍が積まれ、大量に日本に運ばれてきた。」（松岡2014, p.149）

「1」については、『玄怪録』の一部は北宋代の類書『太平広記』にも採録されていることから一定の人氣があったことは間違いない。しかし、「杜子春」を特にあげているが、それほど人を引きつける作品であるなら日本古代の文献にその記述や影響を与えた文学作品があって良さそうだが、事例を知ることができない。松岡の意図とは逆に、平安時代に『玄怪録』が伝わっていない傍証となってしまうのではなかろうか。「3」については「…「書かれている将棋の内容と日本の将棋とは共通点が多い」ことは事実であって、これにより『玄怪録』が日本の社会に入っていたことを否定することは難しいとは思うのだが、ただ、これだけではある種の循環論に陥る…」（松岡2014, p.150）とするように循環論法である。「2」についても同様に循環論法となっている。「4」～「6」については、おそらく白居易と牛僧孺「…の緊密

性、時代ばかりではなく私生活にまでに及ぶ緊密性は、「象戯」を介して存在している…」（松岡2014, p.149）という主張であろうか。ただし、白居易と牛僧孺の緊密性が平安時代に『玄怪録』が日本にもたらされていた傍証となるのかについては理解できない。牛僧孺あるいは白居易が『玄怪録』を日本に送り将棋を創造するように画策したということであろうか。これらは唐代9世紀前半の知識人社会において「象戯」という盤上遊戯が行われていたことを示すのみであろう。

次に松岡は中国では伝わらず日本だけに伝わった『遊仙窟』をとりあげ、「…遣唐使船には『遊仙窟』のようなある種の恋愛小説なども積まれていたことがわかる。しかもこのような小説が日本に上陸すると、広い範囲で読まれ…」（松岡2014, p.150）たとし、『遊仙窟』に関わる山上憶良の記述を引用する。『遊仙窟』が古代日本文学に影響を与えたことは知られているが、『玄怪録』の古代日本文学に対する影響は皆無である。これはむしろ「1」と同様に松岡の意図に反して『玄怪録』が平安時代に日本へもたらされていない可能性を示すものとなってしまっていないだろうか。

次に松岡は『嬉遊笑覧』（1830年）に「元恠録」という記述があることに着目して、『嬉遊笑覧』の著者「喜多村節信が記録する『元恠録』は、遣唐使船により運ばれてきた書物が、代々写し取られてきた可能性が高い…」（松岡2014, p.153）とする。しかし、この結論に至るまで多くの紙数を割いているものの、単純な史料の誤読をしており、到底このような結論を導き出すことはできない。松岡が指摘するのは、『嬉遊笑覧』に「「新猿楽記圍碁雙六将碁と并へ挙げたりこの象棋は漢土の今の象棋とはいささか異なりされども事物紀原に唐牛僧孺の元恠録を引て曰唐宝応元年岑順於陝州呂氏故宅夜間聞鞞鼓之聲有介人報曰金象将夜警也（後略）」」（松岡2014, p.150）と記される部分の漢文が「…ずっと以前から漢文のままで伝えられてきた…」（松岡2014, p.152）と想定する。立論の前提が単純な誤読であるため、その結論に至る過程を詳細に批判しないが、「…遣唐使の派遣の目的は「文化の移入」…」であり、『玄怪録』が日本にもたらされる可能性があるが、遣唐使の廃止後は「利」を目的とした貿易…」であるため「『玄怪録』が、遣唐使廃止以降に日本に来ることは極めて難しかった…」（松岡2014, p.153）とし、『玄怪録』が日本にもたらされた年代を9世紀に限定している。このように限定できるかどうか大いに疑問である。

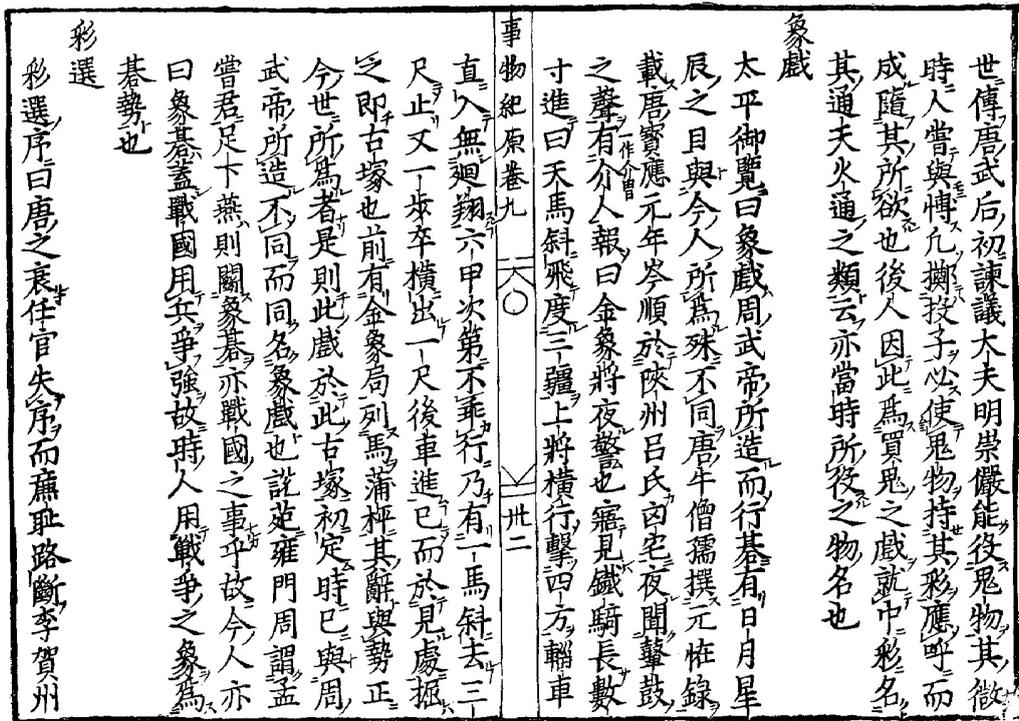
『嬉遊笑覧』に「元恠録」の漢文が掲載される理由を「秘密裏に伝えようとしているか、中国から渡って来たものであることを明確にするためか、又は、和訳した場合に次々と変化することを恐れ…」（松岡2014, pp.152-153）たからとし、『嬉遊笑覧』において「岑順」の物語

を「『元恠録』とすることは、将棋のルーツとして、散逸しないように守られてきた…」(松岡2014, pp.153-154)という推定をするに至っては、なにやら怪しげな「陰謀史観」の匂いまでしてくる(秦2012, p.9)。いずれにしても松岡が漢文部分を「…この物事の起源に唐の牛僧孺の玄怪録を引いて言う。…」(松岡2014, p.151)と誤訳していることで、論証は成り立たない。「事物紀原」は「物事の起源」という意味ではなく、『事物紀原』という北宋代の高承が撰した類書であり、その後に増補が加えられて明の正統13年(1448)に刊行されたものである(長澤1979)。日本では寛文4年(1664)以後に印本が多く流布したとのことで、江戸後期成立の『嬉遊笑覧』が引用することと矛盾しない。

「事物紀原」の本文(図1)には、ここでは松岡が問題とする「元恠録」の文字も見られ、松岡の多岐にわたる推測は残念ながら水泡に帰している。つまり、喜多村は『嬉遊笑覧』を記す時に『事物紀原』から当該漢文を引用したに過ぎない。『嬉遊笑覧』にはこの他にも漢文が多く引用されている(日本随筆大成編輯部1979)。

次に平安小将棋といわゆる「宝応象棋」を比較すると松岡が摘要に記した「1. 将棋は、他

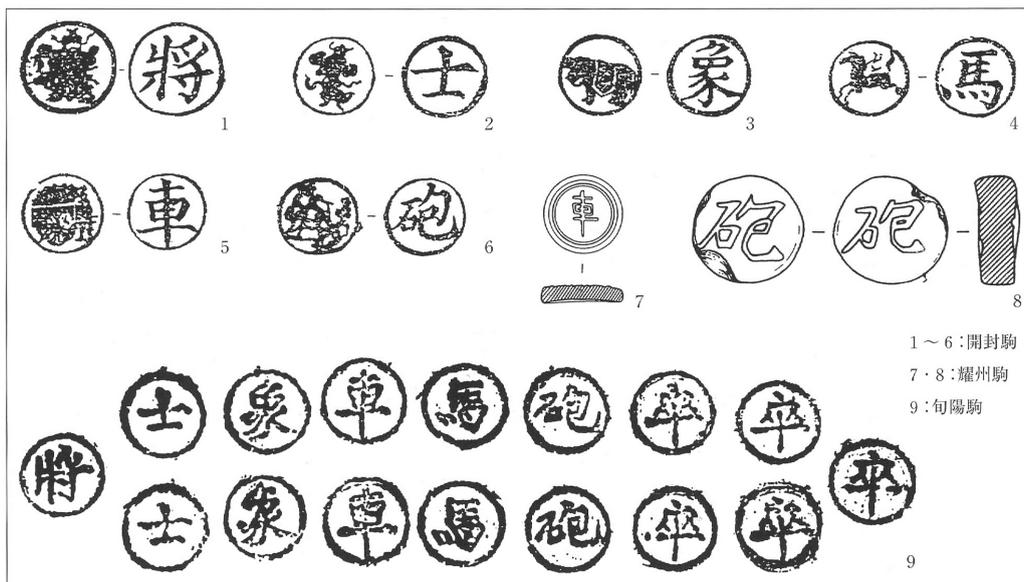
図1 事物紀原(長澤1979, p.224)より引用



国から伝来したのでは無く、『玄怪録』に記述された内容を基に、日本独自に創作された。」(松岡2014, p.195)という結論に疑問を持つ。まずはなぜ『玄怪録』に記された駒名そのものを将棋に使用しなかったのであろうか⁴⁾。もちろん名前にも新たな創意工夫が用いられたとすることもできようが、これ以外にも『玄怪録』から将棋が創作されたことを疑わせる事柄が存在する。それは『玄怪録』の「岑順」の物語のみからでは、平安小将棋の駒配列は決定できないことである。『二中歴』に見られる平安小将棋を金将二枚で復元した場合、1段目の駒配置は、駒名称は異なるが現行象棋の1段目駒配置と同じである。宋代の象棋駒は1段目相当の駒が敵味方「将」であることを除けば、現行象棋と同じであるし、平安将棋の駒配置はチャトランガ以来の駒配置を踏襲している。松岡の主張のように『玄怪録』の記載により将棋が創作されたのなら、駒の配置が他の象棋類と異なっても良いはずだがその配置に乱れはない⁵⁾。したがって、平安将棋の成立は中国から当時の象棋が日本へ伝来したと想定して矛盾はない。特に北宋末、南宋初の象棋駒の「玉将相当駒」が「将」であることは、『玄怪録』の記述からは知り得ないことである(図2)。従って平安将棋の「玉将」に「将」の文字が使用される点も『玄怪録』とは関係なく、同時代の中国にあった将棋類の名称から採用されたものである。

将棋類の駒配置を知っている者が将棋創作に携わっていたというような見解が出されるかも

図2 宋代の象棋駒(清水2013, p.12)より引用



しれないが、駒の配置のみを知っていたという特殊事情でもない限り、『玄怪録』をもとに将棋が創作されたのではなく、唐代の象棋をもとに将棋が作られたという理解で問題は無い。また、銀将の動きは『玄怪録』に記載がないが、これは古くインドにも確認できる将棋類の「象相当駒」の動きであるから（清水2013, p.16）それが駒の配置場所とも矛盾せずに平安小将棋に採用されていることも『玄怪録』を基に将棋が創作されたものでないことを示している。

つまり、平安小将棋に『玄怪録』と同一の駒名が採用されていないことと平安小将棋の駒配置が他の将棋類の駒配置と同様である点、銀将の動きが平安小将棋に採用されていること、「玉将」に「将」の文字が使用されていることから、『玄怪録』を基に将棋が創作されたという説は成立しない⁶⁾。

4. 『本朝俗諺志』に関連する批判

米山沾涼が記した『本朝俗諺志』（1747年）に見られる「大江匡房」と「後一条院」に関する記述を検討する。松岡は『本朝俗諺志』にみられる「江帥これを発明。これが今の象戯である。江帥は大江匡房、六十代後一條院の御宇、碩学方智の人だ。」（松岡2014, p156）と引用し、後一条天皇の時に将棋が創作されたという事実が噂として残ったものだとする（松岡2014, p.158）。松岡も指摘するように後一条天皇の時代と大江匡房が活躍した時代は重ならないが、大江匡房はその後の将棋の改変に関わったものと説明する（松岡2014, p.159）。松岡が噂というあてにならない情報を基に、後一条天皇の時代に将棋が創作されたという主張の有力な補強材料とするのは、後一条天皇には有名な事績がなく、噂が全く架空であるならば、もっと著名な天皇の時に将棋が創作されたという噂が残るはずで、このような著名でない天皇の時に将棋が創作されたという噂が残ることこそ、この噂が真実を伝えるものとする（松岡2014, pp.157-158）。一見もっともらしい主張ではあるものの、これはあくまで噂に過ぎず、ここから重要な仮説を提唱することは不可能である。確かに後一条天皇の即位期間は約20年と比較的長い、即位時の年齢が8歳と幼少で崩御時の年齢も28歳であったため後一条天皇自身の顕著な事績は目立たない。しかしながら後一条天皇の即位とともに藤原道長が摂政となり、藤原氏による摂関政治の全盛期が訪れたことを忘れてはならない。寛仁元年（1017）藤原道長が摂政を辞した後は、藤原頼道が関白となっている。道長の有名な我が世を謳歌する和歌も後一条天皇の時代のものである。『大鏡』も文徳天皇から後一条天皇までを記している。『栄華物

語』も後一条天皇の時代を詳細に記しており、『紫式部日記』にも後一条天皇の誕生は当然のことながら記されている。また『今昔物語集』巻28「右近馬場殿上人種合語 第卅五」も「後一條の院の天皇の御代」の物語である。『今昔物語集』よりは著名ではないものの、鎌倉中期の成立とされる『十訓抄』一ノ三十一にも藤原行成と共に四納言に数えられる藤原公任、藤原齊信のかかわる話が「後一條院の御時」のこととして語られている。

このようなことからすれば、「後一条天皇御宇」は看過されるような時代ではなく、歴史上重要な時代と理解されており、文学作品にも登場する時代であることがわかる。

『本朝俗諺志』よりも成立時期は新しいが、江戸時代の戯作者である山東京伝が記した『青楼昼之世界錦之裏』（1791年）の舞台となったのも、まさに「後一条御宇」の遊郭である。

加えて松岡は「シュリーマンがトロイの遺跡を発見したのは、ある意味では噂話を信じた…」（松岡2014, p.158）からとし、シュリーマンのトロイア発掘を引き合いに出して噂の重要性を強調する。これも例えとしては不適切で、紀元前8世紀以後はホメロスの叙事詩『イリアス』に記述され、仮にトロイア戦争が史実であったとして、ギリシャ勢力とトロイの大規模な戦争が伝承されてきたことを、江戸時代のわずか一書にしか記述の見られない「噂」と比較するのは無理がある。当然のことながら、『イリアス』に記されるアキレスやヘクトールなど英雄の活躍、スカイア門、著名な「トロイアの木馬」の存在は証明されていないのであり、厳密には現在のトロイア遺跡が叙事詩に見られるトロイアであるという証明もなされていない⁷⁾。現時点では「トロイ戦争はあくまでも文学の世界の中で起こった出来事にすぎない」（イーストン1998, p.41）という見解が有力なのである。

4, まとめ

これまで批判を加えてきたように、松岡の主張する「『麒麟抄』の執筆を藤原行成が行ったこと」、「『玄怪録』によって日本将棋が創作されたこと」を中心として、「『嬉遊笑覧』の将棋関連記事」、「『本朝俗諺志』の将棋関連記事」を検討した。いずれも松岡の誤解や誤認に基づく主張が含まれている。『麒麟抄』はあくまで偽書でありその成立年代は14世紀頃という従来の見解で問題はない。「駒字の書き方」部分に関しても藤原行成の作とする積極的な根拠は見出しがたい。『玄怪録』をもとに将棋が創作されたという主張に対しても詳述したように、宋代象棋駒の「将」と「玉将」に共通する用字や『玄怪録』の記事のみでは平安小将棋と象棋の

1 段目駒配置が共通する点を説明できないことなどから、これを認めることはできない。『嬉遊笑覧』の将棋関連記事は松岡の単純な誤読をもとにした推論であるし、『本朝俗諺志』の将棋記事も一条天皇、後一条天皇及び大江匡房が将棋の創作に関わったという事実を証明するものではない。したがって、「一条帝宮廷サロン将棋発祥説」を成立させる根拠はない。

最近になって新たに発掘された興福寺旧境内の将棋駒（以下、新興福寺駒）を見ても、11世紀後半以後に興福寺という大寺院で将棋が大いに遊ばれていたことが想定できる（鈴木2015）。1993年に発掘された興福寺旧境内出土駒（旧興福寺駒）には、習書木簡が含まれており11世紀後半の興福寺において将棋が遊ばれていたと同時に将棋駒が製作されていたことが確認できる。断定はできないものの、この駒製作者は僧侶であったと考えるのが自然であろう。加えて旧興福寺駒においては習書木簡中にしか見ることでできなかった「酔象」が2013年に発掘された新興福寺駒においては、年代を少し新しくはするものの実際の駒として確認されたことは重要である。旧興福寺駒の構成は習書木簡に見られる駒を含めて「酔象」以外は平安小将棋の範疇に含まれる駒である。新興福寺駒に関しても現在までに公表されている駒は、「酔象」以外は平安小将棋の駒である。従って以前から想定されていたように、11世紀後半に平安小将棋に「酔象」を加えた38枚制小将棋が遊ばれていたと想定できる。平安大将棋はチャトランガの面影を色濃く残す平安小将棋に比べて大きく日本的改変が加えられているが、38枚制小将棋は平安小将棋に「酔象」を加えただけであり、改変はわずかである。そもそも平安小将棋の駒名が2文字化された時にも、仏教にかかわる五宝の観念が流用されたようで、玉の回りを金、銀で囲う様子は仏舎利容器の埋納状況とも類似することを示したことがある（清水1994）。この仏教思想に影響を受けた駒名の二文字化の後に行われたのがどうやら「酔象」駒の追加であったようで、これも仏伝で著名な「酔象調伏」の故事が影響しているであろう。その後の大型将棋の駒名採用にも仏教の経典から多くがとられていることが指摘されている（古作2014）。このように見てくると日本へ伝わった将棋類の改変に大きく影響を与えているのは、仏教思想であり将棋類の日本化に重要な貢献を行ったのは僧侶と考えるのが自然である。このことは最古の将棋駒の一群が南都の大寺である興福寺から出土していることと矛盾しない。

将棋の初期遊戯者は僧侶も含めた識字層であろうが、その日本化に大きな貢献をしたのは僧侶であり、わざわざ皇室の関わりを論じる必要は全くないのである。もちろん、松岡がその根拠としてあげた重要な証拠に説得力があれば、皇室での将棋の創作も可能性としては存在するが、残念ながら今回の検討でその可能性はないことが明らかになった。したがって「11世紀の

前半、遑っても10世紀の後半に日本へ伝えられた将棋類が、僧侶の手によって改変され、日本の将棋が誕生した。」と考えるべきではなからうか。

松岡の著作は大部なものであり、内容も多岐にわたるため、正確を期す意味でもその批判には紙数を多く割かざるを得なかった。また、筆者自身が松岡の意見を誤認して批判を加えている場合もあろうから、その際にはご寛恕を願いたい。あえて松岡の力作に対して批判を加えたのは、氏の展開した主張が魅力的であるが故に、今後の将棋史上有力な仮説として広がり、さらには定説化することを憂慮したためである。残念ながら松岡の著作は、氏の博識と構想力から創造された「陰謀史観」に属するものではなからうか（秦2012）。

この論文は、大阪商業大学アミューズメント産業研究所の研究プロジェクト「東南アジアの将棋類を中心にした伝統遊戯の研究」（2014－2015年度、研究代表者：松村政樹）による研究成果の一部である。

論文作成にあたっては鈴木一議、高橋浩徳、中根康之、松岡政樹のご助言を得た（敬称略）。記して感謝いたします。

〔注〕

- 1) インドのチャトランガを祖と考えられている将棋、チェス、象棋、チャンギ、マックルック等の盤上遊戯を包括して「将棋類」と呼称する。現在では遊戯が行われていない歴史上に存在したものも含むことにする。
- 2) 松岡が指摘するように、1987年以後、将棋史研究上では『麒麟抄』を偽書と見なし、その成立年代を14世紀頃とする見解が主流である。しかし、インターネット上にも未だに「平安時代の書道家である藤原行成の著した『麒麟抄』」という記述を見ることができる。
『麒麟抄』が藤原行成によって記されたのであれば、考古資料、文献史料を含めて将棋にかかわる日本最古のものとなるため、『麒麟抄』に関する真偽の判断は将棋史上において重要なものである。
- 3) 松岡は『麒麟抄』の異本（『日本書画苑』第一）には「駒字の書き方」が掲載されていないとするが（松岡2014, p.117）、これは誤認であり「巻第八」に掲載されている（早川1914, p.51）、『続群書類従』に所載の『麒麟抄』とでは掲載されている章が異なっているのである。
- 4) 下記に記した松岡の口頭発表時に溝口和彦からこの質問が提出されたと記憶している。
松岡信行2015「伝来に関する21の関門」ラウンドテーブル「将棋の歴史について考える」、ゲーム学会、大阪大学中之島センター、2015.2.28
- 5) 一条帝宮廷サロンで創作されたという将棋が、平安小将棋と1段目駒配置が異なっており、象棋の駒配置と異同があることが完成後に判明したため、駒配置を変更したというご都合主義的な解釈も可能だが、その場合も宮廷内での変更という反論になるであろう。なぜなら松岡の論文中には皇室の言動に関して敬語が用いられているため、松岡は特別に皇室を敬愛する気持ちが強いことがわかる。したがって、天皇主導の下に創作された将棋の内容を勝手に変更するという行為が市井で行われると松岡は考えないと思われる。
- 6) ここで、少し注意すべき事を記すが、仮に駒の動きに関する木村仮説が成立しない場合は、『玄怪録』を基に将棋が創作された可能性が残る。ここでいう木村仮説とは、将棋の銀将、桂馬、香車の駒の動きが弱いのは、将棋類成立時の「弱い駒の動き」が将棋に残されているという仮説である（木村2001）。この仮説は将棋史研究上画期的なものと考えているが、未だに世界の将棋類研究者に知られていないことは残念に思っ

いる。この木村仮説が成立せず、唐代の象棋駒の動きで「馬」が八方桂、「車」が縦横自在に動ける駒であったなら『玄怪録』を基に将棋が創作された傍証にはなり得る。それは唐代の象棋は「馬相当駒」は八方桂で「車」の駒は飛車相当の動きになっていたとし、『玄怪録』の駒の動きを将棋の「桂馬」「香車」相当の動きと誤読することによって、将棋が創作されたと説明できるからである。これは犯罪捜査における「秘密の暴露」に近い有力な証拠となる可能性がある。中裕史によれば『玄怪録』の「天馬」「輜車」の動きに関する記述は、「桂馬」「香車」の動きと同様に読むこともできるが、八方桂の動き、飛車相当の動きと読むことを否定するものではないとのことである（中裕史2014）。

ただし、以前に指摘済みであるが（清水1998）、「馬」はともかく「車」に関しては宋代の青銅製象棋駒の図像を見ても明らかに軍需物資を運ぶ輜重であり、『玄怪録』も「輜車」としていることから、戦闘において強力な威力を示す戦車ではなく、あくまで物資補給あるいは兵器輸送の車両である。したがって、他の駒を凌駕する強力な飛車相当駒の動きを想定すべきではない。

しかしながら依然として、銀将の動きや将を王将相当駒の名称の一部として採用する点については、『玄怪録』から将棋が創作された説を否定する根拠となる。

- 7) シュリーマンのトロイア発掘は、中年までは正規の高等教育機関で歴史教育を受けてこなかった商人が、幼少時の夢を叶えてトロイアの実在を証明したということで考古学者のみならず一般の歴史愛好家にとっても、羨望の対象となることが多い。ただし、松岡も指摘するように（松岡2014, p158）近年ではシュリーマンの伝記である『古代への情熱』に書かれていることは虚構も多いことが指摘されている（トレイル1999）。ちなみにシュリーマンの想定したⅡ層は死後になってトロイア戦争相当期のものではないことが示されている。該当層位から出土したという、いわゆる「ブリアモスの財宝」もその出土状況や関わった人物が不明瞭であることが指摘されている。

トロイアという都市国家の実在についても、ヒッタイトのボアズキョイ文書に「タルウィサ」と「ウィルサ」という言葉があり、これが言語学的に「トロイア」や「イリオス」を指す可能性が示されているにすぎない（イーストン1998, p.40、大村2014, p.233）。当然のことながら世界遺産にも指定されているトロイア遺跡から「トロイア」の名称を表す粘土板文書等は出土していない。つまりは『イリアス』に記された物語が現在のトロイア遺跡で史実として起こっていたことは当然のことながら証明されておらず、現在のトロイア遺跡がホメロスの『イリアス』の舞台であったということは証明されていないのである。ちなみに、シュリーマン以前にも現在のトロイア遺跡をトロイアの可能性があるとして発掘、検討していた人物も存在する（大村2014, p.122）。

【参考文献】

- イーストン ドナルド1998『トロイ -木馬伝説の古代都市-』主婦と生活社
 岩波書店編集部編1963『国書総目録』第一巻、岩波書店
 岩波書店編集部編1989『補訂版 国書総目録』第一巻、岩波書店
 大村幸弘2014『トロイアの真実』山川出版社
 金子拓・遠藤珠紀2014『新訂増補 兼見卿記』第二、八木書店
 木村義徳2001『二千年の将棋史 持ち駒使用の謎』日本将棋連盟
 国史大辞典編集委員会編1984『国史大辞典』第4巻、吉川弘文館
 国文学研究資料館編1990『古典籍総合目録 -国書総目録続編』第一巻、岩波書店
 古作登2014「平安時代の「酔象」駒発見から日本将棋の進化過程を推測する 将棋は仏教寺院で仏典を参考に改良が進められた」『大阪商業大学アミューズメント産業研究所紀要』第16号 大阪商業大学アミューズメント産業研究所
 清水康二1994「将棋伝来についての一試論」『遊戯史研究』6 日本遊戯史学会
 清水康二1998「古式象棋と将棋の伝来」『考古学ジャーナル』428 ニューサイエンス社
 清水康二2013「将棋伝来再考」『考古学論攷』第36冊、奈良県立橿原考古学研究所
 清水康二2014「「庶民の遊戯である将棋」考」第37冊、奈良県立橿原考古学研究所
 鈴木一議2015「名勝 奈良公園・興福寺旧境内」『奈良県遺跡調査概報 2013年度（第二分冊）』奈良県立橿原考古学研究所
 續群書類従完成会編1961『群書類目録』第二十、續群書類従完成会

- トレイル デイヴィッド1999『シュリーマン 黄金と偽りのトロイ』青木書店
- 中裕史2014「象棋・象経・象戯」『大阪商業大学アミューズメント産業研究所の研究プロジェクト「東南アジアの将棋類を中心にした伝統遊戯の研究」第5回研究会』於阪商業大学アミューズメント産業研究所，口頭発表）
- 長澤規矩也1979『和刻本類書集成』第二輯，及古書院
- 日本随筆大成編輯部『日本随筆大成 嬉遊笑覧〈2〉卷三～卷五』別巻第8巻、吉川弘文館
- 秦郁彦2012『陰謀史観』新潮新書
- 早川純三郎1914『日本書画苑』第一，国書刊行会
- 松岡信行2014『解明：将棋伝来の『謎』 一条帝宮廷サロン将棋発祥説の開陳』大阪商業大学アミューズメント研究叢書第15巻，大阪商業大学アミューズメント産業研究所